

平成28年3月23日

コンプライアンス推進責任者（各講座・学科目、各センター、  
各診療科及び病院各部（室）・センターの長） 殿  
競争的資金等の研究代表者及び研究分担者 殿

研究活動上の不正行為防止体制における  
総括管理責任者  
副学長 高井 章

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）及び  
競争的資金の公募要領等に定める研究倫理教育（必須）の開催について（通知）

このことについて、去る3月15日付け書面で競争的資金の公募要領等で受講を義務  
付けられている研究倫理教育が未受講の研究者等に対して、研究倫理教育を履修するよ  
う通知しているところです。

つきましては、下記の対象者に対して、研究者倫理教育講習を実施しますので、該当  
者は、必ず受講するよう所属職員に周知願います。

なお、研究倫理教育は、年間4回実施する予定にしており、1回受講することにより、  
5年間有効（受講年度は、1年と換算する。）となっております。

また、当該教育の標準教材として例示されている、CITI-Japan（受講手続きについ  
ては、別添を参照）でも履修することができます。

下記の日程で開催する研究者倫理教育は、混乱を回避するため、対象者を限定し受講  
可能としておりますので、対象者以外の者は、ご遠慮願います。

受講を希望する場合は、貴講座等で取り纏めの上、別紙により来る4月13日（水）  
までに研究支援課（研究支援担当）佐藤へ申込み願います。

なお、受講申込書の様式は、本学HP→学部・大学院・施設案内（学部・学内共同利  
用施設・事務局）→教育研究推進センター（<http://www.asahikawa-med.ac.jp/arec/>）  
→研究者教育講習会お知らせ（受講申込書 Word・pdf）に掲載していますが、E-mail：  
[jin@asahikawa-med.ac.jp](mailto:jin@asahikawa-med.ac.jp) 又は [sho-kenkyu@asahikawa-med.ac.jp](mailto:sho-kenkyu@asahikawa-med.ac.jp) での提出も受け付  
けています。

#### 記

日 時：平成28年4月20日（水）17：30～18：30

場 所：臨床講義棟 臨床第一講義室・臨床第三講義室

内 容：①研究者倫理について

②研究活動における不正行為防止について

③研究費の不正使用防止について

講 師：①一般教育（生命科学）教授 林 要喜知

②総務部研究支援課 研究協力係長 浅利 篤史

③総務部会計課 課長補佐 高橋 秀吉

（裏面に続く）

対象者：研究に携わる者

- ①科学研究費助成事業補助金（文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会）の平成28年度新規採択者（申込み締切日～講習会開催日までの採択者を含む。）
- ②科学研究費助成事業補助金（厚生労働省）の平成28年度継続申請者及び新規採択者（申込み締切日～講習会開催日までの採択者を含む。）
- ③AMED（国立研究開発法人 日本医療研究開発機構）の平成28年度新規採択者（申込み締切日～講習会開催日までの採択者を含む。）

## 【参考】

### ◎平成28年度 科学研究費助成事業（科研費）公募要領（平成27年9月1日）

#### V 研究機関の方へ

##### 1の(3)

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究倫理教育の実施

平成28年度科学研究費助成事業より、新規事業に応募する代表者については交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、CITI Japan eラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることとしています。そのため、各研究機関におかれては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究倫理教育を実施してください。なお、平成27年度の科研費で事業を行う代表者は平成27年度中に研究倫理教育の受講等をするとしてしています。

### ◎平成28年度 厚生労働科学研究費補助金公募要領（平成27年12月22日）

#### 【研究代表者が行うべきこと】

- ・ 交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、CITI Japan eラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、または、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日 厚生科学課長決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること。
- ・ 研究分担者から、交付申請前までに、研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったことを確認すること。

### ◎研究倫理教育プログラムについて（平成27年12月22日国立研究開発法人日本医療研究開発機構）

#### 4. 研究機関等の役割

自己の機関に所属する履修対象者に、CITI Japan eラーニングプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況を当機構へ報告すること。（再委託先も含む。）